

令和元年度泊まろういばらきバスツアー造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会(以下「協議会」という。)は、県外から本県に來訪する宿泊型観光客の増加を因るため、旅行会社等による宿泊旅行商品の造成について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づく登録を受けている旅行会社等とする。

(助成要件)

第3条 この要綱による助成は、次の要件をすべて満たし、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会長(以下「会長」という。)が承認した旅行商品を対象とする。

ただし、同一内容で複数の催行日がある場合は、まとめて1旅行商品とする。

(1) 令和2年3月31日までに終了する旅行商品であること。

ただし、以下の期間が1日でも含まれる旅行商品は対象外とする。

令和元年12月29日から令和2年1月3日

(2) 茨城県外を発地とし、茨城県内に1泊以上する募集型企画旅行商品であること。

(3) 1旅行商品あたり15名以上の送客があること。

(4) 茨城県内の新たな魅力を体験できるツアーなど、新規性・独創性の高い旅行商品であること。

(5) 様式第2号の2及び第2号の3によるアンケートを実施すること。

(6) 国、県その他の団体から同種の助成等を受けていないこと。

2 1営業所につき助成を受けることができる回数は、年度内に最大3商品までとする。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成額は次のとおり送客実績に応じて算定する。

(1) 茨城県の近隣都県(福島県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)以外を発地とした旅行商品を造成する場合は、旅行参加者1名につき5千円を助成する。

ただし、1旅行商品につき、400千円を助成限度額とする。

(2) 茨城県の近隣都県(福島県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)を発地とした旅行商品を造成する場合は、旅行参加者1名につき3千円を助成する。

ただし、1旅行商品につき、240千円を助成限度額とする。

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和元年度泊まろういばらきバスツアー造成支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、原則として商品販売開始日の10日前までに、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、令和元年度泊まろういばらきバスツアー一造成支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定した旅行商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和元年度泊まろういばらきバスツアー一造成支援事業変更(中止)申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(終了報告)

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して30日以内又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えた令和元年度泊まろういばらきバスツアー一造成支援事業終了報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第9条 会長は、前条の終了報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金額を確定し、令和元年度泊まろういばらきバスツアー一造成支援事業助成額確定通知書(様式第5号)により、当該交付決定を受けた団体に通知する。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、通知日から起算して14日以内に令和元年度泊まろういばらきバスツアー一造成支援事業助成金請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第11条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(関係書類の保管等)

第12条 助成事業者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

附 則

この要綱は令和元年6月3日から施行する。